

高知市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 6 月 5 日
高知市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正により、農業委員会の所掌事務に、必須業務として農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に関する事務が加わった。

本市は、中山間地域、田園地域、都市部の地域に分かれ、それぞれ農地の利用状況や営農類型が異なり、地域の特性を生かした農業が営まれている。

しかしながら近年では、農業者の高齢化や労働力不足に加え、土地持ち非農家の増加等から耕作放棄地の拡大が懸念されており、従来にも増して厳しい事態に直面している。こうした状況下で、農業委員会として農業の持続的な発展を図っていくには、農業の持つ多面的役割を認識しながら、土地利用区分の明確化等による優良農地の確保と併せて、農地の流動化の促進に取り組んでいくことが求められる。農業者は勿論のこと、農政を担う行政や農協などの関係機関とも連携して、これらの課題解決にあたる必要がある。

については、本市農業の特徴を生かしながら、農地利用の最適化の推進に向けた取組を農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携して進めていくために、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成 35 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期ごと（変更を要する場合は、その都度）に検証又は見直しを行うこととする。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積(B) (B/A)	遊休農地解消面積(C)	遊休農地面積目標 (B-C)
現 状 (平成 30 年 3 月)	4,013 ha	43ha(1.1%)	—	43 ha
2 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	3,997 ha	49ha(1.2%)	1 ha	48 ha
目 標 (平成 36 年 3 月)	3,986 ha	54ha(1.4%)	2 ha	52 ha

【目標設定の考え方】

平成 35 年度における遊休農地の面積目標については、遊休農地の発生防止及び解消等に取り組むことによって、52 ヘクタールとする。

注) 管内の農地面積及び遊休農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値である。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査（農地パトロール）と利用意向調査の拡充

ア 農業委員と推進委員が連携して、農地の利用状況調査（農地パトロール）及び荒廃農地の調査を行う。また推進委員は、日常の現場活動を通じて、利用状況調査等の農地の情報収集に努める。

イ 地域の農地状況に詳しい農業委員会協力員（委嘱できる期間は、平成 32 年 7 月まで）の協力を得て、調査の困難な中山間地域等を優先して、農地の利用状況や荒廃等の調査を進める。

ウ 利用状況調査で確認された遊休農地は、その所有者等に対して郵送や戸別訪問等によって意向を調査し、併せて農地の出し手の掘り起こしを行うことで農地利用の斡旋活動につなげる。

② 農地中間管理事業の加速化に向けた取組と農地銀行の運営による農地流動化の推進

ア 農地中間管理事業の加速化に向けて農地中間管理機構と連携して取り組み、農家等の意向を踏まえた同機構への貸付手続きを行う。

イ 農地銀行の運営によって農地の出し手・受け手の結び付け活動を行うとともに、法人の参入による耕作地の拡大等にも積極的に取り組む。

③ 優良農地等の守るべき農地の確保

ア 利用状況調査と同時に行う荒廃農地調査によって、森林の様相を呈するなど、農地への復元が困難な「B 分類」に区分された荒廃農地については、関係機関との調整のうえ、現況に応じて「非農地判断」を行うことも検討したうえで、守るべき農地の明確化に向けて取り組む。

イ 前項アの B 分類に区分された荒廃農地のほか、営農条件が悪く耕作に適さない農地で、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがない場合は、農用地区域からの除外も視野に入れて関係機関に意見する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	4,013 ha	361 ha	9.0 %
2年後の目標 (平成 32 年 3 月)	3,997 ha	380 ha	9.5 %
目 標 (平成 36 年 3 月)	3,986 ha	420 ha	10.5 %

【目標設定の考え方】

平成 35 年度までに、担い手への農用地利用の集積率を 10 パーセント以上に引き上げることを目標とする。

注) 管内の農地面積及び集積面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値である。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 利用権設定等促進事業と農地中間管理事業の加速化に向けた取組

ア 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による農地の売買・貸借を促進し、担い手への農地利用の集積・集約化を図る。

イ 農地中間管理機構と推進委員との連携によって、農地の出し手の掘り起こしに対応できる体制の強化に努め、担い手への農地利用集積の加速化を図る。

② 農家等の戸別訪問や「人・農地プラン」などの地域の農業者の話し合いの場への参加

ア 農業委員及び推進委員は、地域における人と農地の問題・課題の解決のための「人・農地プラン」の見直しなどの地域の農業者による話し合いの場にも積極的に参加し、農家や農地等に関する情報収集に努める。

イ 農業委員及び推進委員は、遊休農地を所有する農家等や高齢の農業者などを戸別訪問し、今後の農業継続や農地の貸借等の意向を把握するとともに、農地の出し手の掘り起こしを行う。

③ その他

移動農業委員会や農業委員会だよりなどを活用して、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、農地の流動化を促進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 30 年 3 月）	14 人 （ 5.0 ha）	1 法人 （ 3.3 ha）
2 年後の目標 （平成 32 年 3 月）	26 人 （ 8.6 ha）	2 法人 （ 3.8 ha）
目 標 （平成 36 年 3 月）	50 人 （ 15.8 ha）	4 法人 （ 4.8 ha）

【目標設定の考え方】

平成 35 年度までに、個人で 50 人の新規参入を目標とし、法人では 4 法人の新規参入を目標とする。

注）新規参入者数（個人）及び新規参入者数（法人）は、農業委員会が保管する農地台帳への登録から新規（ただし、相続によるものは含まない。）に農地を取得又は貸借した者を集計した数値である。

注）新規参入者数（個人）には、親元就農者数を含まない。また、各目標値は現状の人数から累積した人数を示す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

高知市、高知農業改良普及所、J A 高知市、J A 高知春野、高知県農業会議等の農業関係機関・団体と連携し、新規参入希望者の把握とともに、農地等の斡旋や支援制度の周知などを行いながら、新規参入を促進する。

② 農業委員会のフォローアップ活動

ア 農業次世代人材投資資金の対象となる認定新規就農者や定年退職者等を含む非農業部門からの新規就農者、親元就農者の育成確保に関わり、農地等の斡旋や地域での受入条件整備等での支援を行う。

イ J A 高知春野と連携して、春野地域をモデルに中古の園芸用ハウスの調査とハウスが建つ農地と合わせた斡旋を行い、新規就農者の営農活動を支援する。

③ 新規就農者との意見交換会の開催

意見交換会において、新規就農者に対する農業関係機関・団体による農業経営等に役立つ情報の提供や営農における悩みや要望などに応えることで、新規就農者の定着を支援する。